

訪問看護



No.55

訪問看護ステーション
☎ 32-2416

5月号のAさんの疑問「訪問看護のことがよく分からないので教えて欲しい」にお答えします。



訪問看護を利用するときは、どの保険が利用できますか。

答え 医療保険と介護保険のどちらかが利用できます。

訪問看護は、病気や障がいもちながら在宅療養されているすべての方が対象です。その方の症状や病名、年齢により、医療保険と介護保険のどちらを利用できるかが決まります。これは制度で決められており、自分で選ぶことはできません。

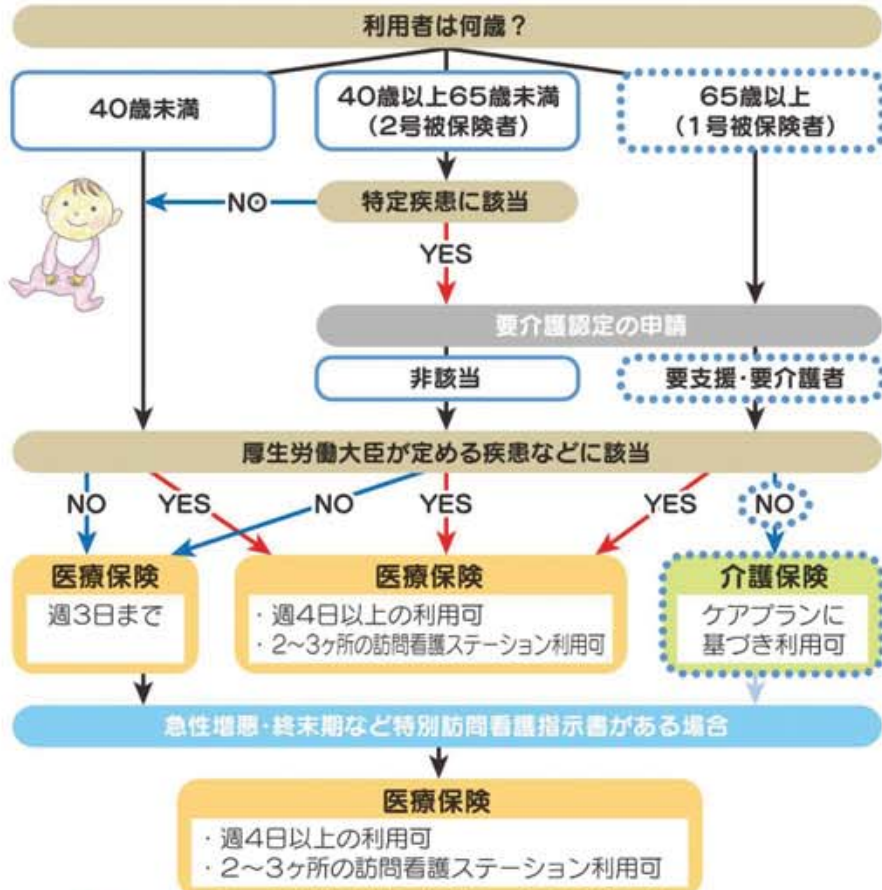
=医療保険=

- ①赤ちゃんから65歳未満の方
- ②65歳以上でも要支援・要介護認定を受けていない方
- ③65歳以上で介護保険が利用できる方でも、厚生労働省が指定した難病の方、がん末期や人工呼吸器の方、毎日処置が必要な深い褥瘡（床ずれ）の方
- ④急に体調が変化したり、退院直後で頻回の訪問看護が必要と主治医が判断したりしたとき（特別指示書発行）

=介護保険=

- ①65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方（1号被保険者）
- ②40～64歳の方で、「特定疾患」とされる末期がんや関節リウマチなどが原因で要支援・要介護の認定を受けた方（2号被保険者）

=どちらの保険に該当しますか？=



Aさんのご主人の場合

脳梗塞で入院してましたが、退院し、自宅へ戻りました。



年齢 68歳

要介護認定の申請をしたところ、要介護3と認定されました。

（脳梗塞は厚生労働大臣が定める疾病などに該当しない）

介護保険の対象

もし、人工呼吸器を付ける状態になったら。（厚生労働大臣が定める疾病などに該当する）

医療保険の対象

*** いずれの保険も、主治医の訪問看護指示書が必要です。**

* 「2号被保険者の特定疾患に該当する16疾病」と、「厚生労働大臣が定める疾病などに該当する20の疾病や状態」の詳しい内容については、訪問看護ステーションにお問い合わせください。